係長	係
	係長

農地利用最適化推進委員 原 豊広

農地利用最適化推進委員 堤 與四行

農地利用最適化推進委員 鵜池 隆幸

第37回大町町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年7月4日(火)午後4時00分~午後5時00分
- 2. 開催場所 大町町役場 中会議室 (2階)
- 3. 出席者 (9名)

委員 土井 泉章

委員 亀川 一久

委員 武村 哲也

委員 福田 源吾

委員 永尾 喜代子

委員 堤 忠雄

4. 欠席者 (1名) 委員 牛島 幸雄

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■

委員 ■番 ■■

第2【議案第10号】 令和5年度農業経営基盤強化促進法(第4号)の諮問 について

【議案第11号】 農地法第5条の規定による農地の転用について(1件)

【議案第12号】 農地法第3条の規定による所有権の移転について(1件)

【議案第13号】 「大町町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」の諮問について

- 6. その他
 - ・認定農業者の認定に係る意見聴取について(2件)
- 7. 農業委員会事務局

事務局長髙田匡樹副課長千住靖弘係長津野弘樹主事竹下裕哉

8. 会議の内容

事務局長

おはようございます。ただ今から令和5年第37回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中6名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員 については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番

■■■■委員にお願いいたします。なお、本日の議事録書記には ■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第10

号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第4号)の諮問について 議題に供します。事務局から議案第10号の朗読と説明をお願いい

たします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第 10 号令和 5 年度農業経営基盤強化促進法(第 4 号)の諮問について、説明をいたします。 2ページの農用地利用集積計画表をご覧下さい。

【以下、議案書に基づき議案第5号令和5年度農業経営基盤強化 促進法(第4号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第1 8条第3項の各要件を満たしていると思われます。以上で議案第 5号の朗読及び説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第4号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議 長 議案第10号令和5年度農業経営基盤強化促進法(第4号)に かかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案 のとおり決定いたしました。

続いて、議案第 11 号農地法第 5 条の規定による農地の転用(1件)について事務局より説明をお願いします。

事務局

説明の前に議案第 11 号については、■■■□ご本人に係る案件で ございますので議事参与の制限により、一時退席をお願いいたし ます。

(■■■■ 退席)

事務局

それでは4ページをご覧ください。

令和 5 年 6 月 23 日に申請があった分について説明をさせていた だきます。

【以下、議案書に基づき議案第 11 号農地法第 5 条の規定による 農地の転用 (1 件) についての内容を説明】

次に、別紙の「農地法第 5 条の規定による許可申請書に係る農業委員会の意見書」をご覧ください。

農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっ ていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地となって おります。農業委員会の意見として、【1.農地の区分と転用目的(申 請土地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合におい て、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときは その理由)】というところですが、申請地は中山間地域等に存在し 農業公共投資の対象となっていない小集団の第2種農地である。 譲渡人が相続をする以前から畑としては利用されておらず、長年 雑種地並みの課税がなされていた。現在、砂利を敷設し使用して おり、農地への復元も困難な状態にため申請地を転用することは やむを得ないと認められるため、適当であると思われます。【2.資 力及び信用】については、すでに砂利敷設してあり、現状のまま 利用することとしているため、新たな建設はなく土地の売買代金 以外の事業費は発生しない。また、始末書が提出されていること から適当であると思われます。【3.転用行為の妨げとなる権利を有 する者の同意状況】については、該当なし(仮登記等なし)です。 【4.申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性】については、 すでに砂利敷設してあり、現状のまま利用するとのことであるた め確実であると判断できます。【5.行政庁の免許、許可、認可等の 処分の見込み】については、都市計画法の開発許可の要否は「否」 であり、該当はありません。【6.農地以外の土地の利用見込み】に ついては、該当ありません。【7.計画面積の妥当性】については、 土地利用計画図から計画面積は妥当であることから、適当である と思われます。【8.宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当 性】については、該当なしです。【9.周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無】については、すでに砂利を敷設し利用しており、何ら条件を変更するものではないため支障はないと判断されます。【10.一時転用である場合にはその妥当性】については、一時転用ではないので、該当なしです。【11.法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況】については、該当ありません。

以上により、本案件については、許可相当ではないかと思われます。

議 長 ありがとうございました。質問等ございませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 11 号農地法第 5 条の規定 による農地の転用(1件)について、賛成の方は挙手をお願いし ます。

(全員挙手)

議 長 議案第11号農地法第5条の規定による農地の転用(1件)に ついて、原案のとおり可決されました。

(■■■■ 着席)

議長引き続き議案第12号農地法第3条の規定による所有権の移転 (1件)について説明をお願いします。

> 【以下、議案書に基づき議案第 12 号農地法第 3 条の規定による 所有権の移転について内容を朗読及び説明】

> それでは別紙の「3条に係る意見書の許可基準調査書」をご覧ください。1.権利の種類ですが、今回は所有権の移転となっております。続いて 2.農地法第 3条 2 項該当の有無ですが、第 1 号世帯員や機械の状況から全ての農地において耕作すると認められない場合については、家族も作業を行うとのことであり、全ての農地において耕作すると認められますので該当しません。第 2 号は法人ではありません。第 3 号は信託の引き受けではございません。第 4 号権利を取得しようとする者が、取得後耕作の事業に必要な

農作業に常時従事すると認められない場合ですが、聞き取りにより常時従事すると認められますので該当しません。第5号所有権以外の権利を有する者が、その農地を貸付、又は質入れをしようとする場合ですが、該当しません。第6号権利を取得しようとする者の、耕作内容、農地の集団化、農作業の効率化等の周辺農地の総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合についてですが、周辺農地への支障はございません。以上により、許可相当ではないかと思われます。

議 長 ありがとうございました。何か質問等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第12号農地法 第3条の規定による所有権の移転(1件)について、賛成の方は 挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第12号農地法第3条の規定による所有権の移転について、 賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きま して、議案第13号「大町町農業経営基盤の強化の促進に関する基 本的な構想の見直し」の諮問について。

事務局 別冊の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」をご覧ください。

【以下、別冊に基づき議案第 13 号を説明】 以上で、説明を終わります。

議 長 ありがとうございました。何か質問等はありませんか。

(質問・意見等なし)

議 長 それでは、その他の項目の認定農業者の認定に係る意見聴取 (2件)について説明をお願いします。

事務局 別紙の農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。 【以下、別紙に基づき認定農業者の認定に係る意見聴取(2 件)について説明】

議 長 ありがとうございました。何か質問等はございますか。

議 長 他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願い します。

副議長 それではこれをもちまして、第37回大町町農業委員会総会 を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員